

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第1回）議事録

■日時 令和3年4月23日（金）午前10時00分～午前11時16分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

### ■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、寺島委員、  
宮越委員、宗方委員、保高委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

##### 北清掃工場建替事業【2回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第1回）

速 記 録

令和3年4月23日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前 10 時 01 分開会)

○下間アセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので、これから第二部会を始めさせていただきます。皆様、おはようございます。本日は御出席頂きありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 12 名のうち 10 名の御出席をいただいております、後から 1 名参加予定ですので定足数を満たしております。

部会の開催に先立ち、事務局の幹部職員の異動がありましたので御報告いたします。4 月 1 日付で政策調整担当部長の和田が転出となり、新たに転入しました木村でございます。

これより、令和 3 年度第 1 回第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申出がございます。部会長、よろしく願いいたします。

○坂本部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度とします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるためにマスクの着用をお願いします。また、発熱、体調不良等の健康状態がよくない方は出席をお控えください。

傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議の 2 回目、その他となります。

それでは、次第 1 の「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明の後、事業者の回答の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から説明させていただきます。資料 1 を御覧ください。「北清掃工場建替事業」環境影響評価書案について、前回第 1 回目の部会で審議の質疑応答がございました。それを表にしています。委員の方々からの御指摘や質問事項が

左にありまして、右側に事業者の説明がございます。3月16日の部会について回答済についてこれから説明します。

まず、項目「大気汚染」の番号1でございます。意見書の中で、最も悪い気象条件で評価してということですが、記述方法としては、例えば濃度の分布を書くとか、最も風が弱い条件など、より具体的な評価の条件を書いたほうがよいのではないかとということについて、分かりづらい点については、改めて分かりやすい形にしたいという回答でございます。

「大気汚染」の2としては、156ページにある「短期平均値」の部分が、最も条件が悪いときに当たるということであれば、そのように記載したほうがよいと。実際には無風ではないところを書いてあるということなのですが、これが最も悪い条件であればそれも記載したほうがよいし、そうでなければ、もっと悪い条件があったときのことを記載したほうがよいのではないかとということについても、今後見直して、分かりやすい表現に努めていくという回答でございました。

次に「騒音・振動」の1ですが、246ページ以降のコンター図ですが、対象の案件の周囲に隣接して住宅が張り付いているということで、そのあたりの騒音・振動についてかなり高いレベルになるので、数値だけを見たりということではなく、丁寧な記述をしていただきたいということについては、今後表現を参考にしてまいりたいという回答でございます。

次に「騒音・振動」の2ですが、249ページ、250ページのコンター図は同心円の楕円の連続的な分布になっているところなのですが、246ページ、247ページの分布の形が複雑に入り組んだような分布になっている。ここはどうしてこうなっているのか。音源から点音源で放射していくと考えると、もう少し滑らかな図になるのではないかとということなのですが、これに対して事業者の回答としては、コンター図がいびつになっているのは、実際に建設機械等の配置を踏まえた上でこのような形になると考えているということで、騒音・振動の対策については、現場に監督員を常駐させ、常に騒音・振動についても対応していくという回答でございます。

これについてまたさらに質疑がありまして、音源が鋭い指向性を持っていて、指向性を考えると遮蔽の部分も考慮して、解析の影響まで考えているので、こうなるとかという説明だったら分かるが、かなり高度なところまでやっているのかどうかということを確認していただきたいという質疑でありました。これについては、後で事業者から回答がありますので、後で事業者から説明をしていただきます。

次に「土壌汚染」の1番です。今回調査した範囲は汚染のリスクが低い部分であることも

ありまして、今後、調査を行う部分は、リスクが高い部分だということが分かるような表現をどこかに入れていただきたい。あるいは土壤汚染のリスクが高いところ、または低いところということで分類されているということで、今回の調査エリアが土壤汚染の中のリスクが高い部分なのか低い部分なのか第三者に分かるようにするとよいという助言ですが、これに対して回答は、汚染物質のおそれがあるかないかというところで、現時点では強弱の分類はしていないが、今後工事の際には今回の意見を踏まえた上で調査するという確認をしていきたいという回答でございます。

次に「土壤汚染」の2番目ということで、封込め槽は二十数年前のもので、劣化が懸念される指摘もあるということで、これに対して地下水の調査をしているから問題ないという回答であるということですが、土壤調査の結果、汚染土壤が埋まっている影響を確認するとき地下水調査地点が①番、いわゆる1、2、4、5あたりに汚染土壤が埋まっているという影響があるところを、①番だけでは十分な確認ができないのではないかと。

長期的な影響、今後の工事期間中の影響を見るという意味では、封込め槽の四方だとか地下水流動方向性として下流側とか、その辺のモニタリングを強化するのが必要ではないかということでございます。

これに対しては、前回持ち帰らせていただきたいということだったのですが、今回、回答がございましたので、またこれを事業者から説明していただきます。

「土壤汚染」の3番ということで、291ページの「なお、本事業では封込め槽を…」の部分は、関連法令に基づいて適切に対策を講じ、その内容を明らかにすることが、有害物質のおそれがないということにつながるような記述であり違和感があるということだったのですが、封込め槽は今回手を付けないので、有害物質が流出するおそれはなく、今後必要が生じた場合に手続をとっていただくという趣旨で書いたということで、もしこれからということであれば、御指摘の点も踏まえて修正等を行う予定ということで回答がございました。

次に、「地盤・水循環」です。番号1番としては、SMW連壁について、この掘削区画内でどのような地下水対策を行う予定か。またその深度を50mぐらいにするということだが、この50mの設定の根拠、あと掘削や揚水のときの深度とかの関係性を教えていただきたいということですが、これについては前回回答しているということですが、今回新たに追加で回答がございまして、この部分について事業者からまた説明していただきます。

なお、その続きとして次のページ、SMWの設置深度というのは、どのような地下水対策を行うのかということセットを書いてもらわないと妥当性が評価できないということで、こ

れについての事業者のほうからの説明も今回頂きましたので、これも説明していただきます。

次に「電波障害」の2番目ですが、これについてはアンテナの設置等については事業者側の職員が常駐して苦情に対応する。また、工事の完了後については、もし障害が明らかになった場合は、原因を調査して、必要な対応を行うということで、妥当な対応だと思うという委員からの意見でございました。

次に「景観」の1番です。北側の1階部分あるいは屋上緑化に面しているところに、横方向に何か意匠みたいなのがあるが、これは何かということで、もし色彩決定の際には、そういったところも検討してほしい。また煙突の色彩は、何も色をつけないようなイメージになっているが、北清掃工場が北区の景観百選に選ばれているということで、ランドマークとしても親しまれているところに、何も表情のないものに替わったときに、その変化に対するインパクトがあるのではないかと。最終的なデザインの設計については御配慮頂きたい。もし何か今の段階でプランがあれば教えていただきたいということについて、事業者側の回答としては、デザインについては現段階ではイメージ図ということで、今後、詳細に決まり次第変更していくということです。

また、煙突のデザインについても、地域から親しまれるというデザインの形を今後検討していきたいという回答でございました。

次に、「史跡・文化財」でございます。こちらについては、委員のほうから、鎌倉からの古道の一部があるということだが、評価書案にそのことについては全く触れていないということがありました。末尾には、教育委員会に相談・照会を行うと書いてあるが、もう少し具体的に評価書では触れていただきたいということと、教育委員会に確認するのであればということで、このことについては事業者から説明がありまして、この古道について北区と今確認中ということでございます。

次に、「自然との触れ合い活動の場」の1番ということですが、工事期間が令和4年から令和11年までと、かなり長い期間が想定されている。工事の完了後には緑地を再び整備するということですが、その工事期間中全く使えないという形でいいのかどうか。沿線に面した部分に一部でも途中から使えるのかどうかということに対して、1回目の部会では事業者のほうから回答がございましたが、さらなる追加の回答がございましたので、ここは事業者今回説明していただきます。

次の「自然との触れ合い活動の場」の2番についても、事業者から回答がございました。緩衝緑地は、当初は、熱量や騒音、無骨な工場を見えなくするという目的でつくられたと思う

が、現在ではもう少し自然との触れ合いの部分強化した形にならないだろうか。また竣工が8年後となると、ライフスタイルも変わるので、緩衝緑地の考え方も変わるのではないか。その点について生物多様性とか生態系ネットワークという部分も検討していただきたいということが委員のほうからありまして、それについての回答は事業者からまとめて回答していただきます。

次に、「廃棄物」の1番は、飛灰の搬出設備棟の解体時に設置する全覆い仮設テントについて、どのように取り扱われるのかということについて、仮設テントの設置については、環境影響評価の内容を踏まえて業者を選定していき、決まったら具体的な工法も決まるので、その際に対応していくという回答です。

「廃棄物」の2番は、灰の資源化については、最適な量を検討しながら進めていただきたいという意見ですが、これについての事業者の回答は、飛灰についても環境に貢献するというので灰の資源化に取り組んでいく。その際には、委員から頂いている意見も参考にしてくという答えでございました。

次に、「温室効果ガス」の1番ということで、20年以上稼働するということであれば、2050年に向けたゼロエミッションの目標年度に近いところまで稼働することになるので、そこに向けた対策はどうか、必要ではないのかと。

資料編の227ページに、現施設の排出量について、新施設については削減量としては12%程度の削減しか行われていないということであれば、ゼロエミに向けた道筋からどのように考えているのか、説明を頂きたいということで、1回目の回答としては、発電について設備の向上を図っていると。また、ごみから発電するので発電能力としてはかなり高目だと。ゼロエミとの関連でいくと、23区のほうでもごみの削減に努めていただくということで、その中から資源の回収とか発電に努めていくことで貢献していきたいという回答ですが、さらなる質問や助言がありまして、温室効果ガスの排出削減量が12%というところは、ゼロエミ戦略にのっとったものではないので、もう少し御尽力頂けないかということでした。これについて、今回事業者から回答がございましたので、後で事業者から説明していただきます。

「温室効果ガス」の2番目ということで、電力消費量が3,386万kWh/年とあるが、ごみ処理発電が1億1,287万kWh/年なので、稼働すると電力を外から供給する必要はないという理解でいいのかどうかということで、今回回答がありましたので、事業者から説明していただきます。

「温室効果ガス」の3番目ということで、太陽光発電のことが質疑にありまして、屋上緑

化施設があるので、屋上に設置するのではなくて平置きにするのかどうか。容量はさらに増加させることが可能かどうかということで質問がありまして、事業者からは、太陽光発電については屋上に設置する予定だが、まだ配置等については詳細に決まっていないということなので、決まり次第設計していきたいという回答です。

「温室効果ガス」の4番目ということで、「低炭素（低燃費）性能を満たした車両を極力使用します」とあるが、「極力」という表現は曖昧なので、可能であれば数値化されたいということで、今回回答がございましたので事業者から説明していただきます。

「温室効果ガス」の5番目ということで、煙突から出る排ガスの中のCO<sub>2</sub>の量は、既に各清掃工場で算定していると思うということで、北清掃工場についてもどれくらい出るのかを評価書に書いていただきたい。特に、北清掃工場では非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>で算定していると思うので、その点を表記していただきたいということについて、温室効果ガスについては、北清掃工場の評価書案は、ごみを燃やしたとき、ごみに含まれる炭素分は二酸化炭素になった場合ということで評価しているの、煙突から出るものについても、そもそもごみに含まれている炭素分ということで評価している。表記については、できるだけ分かりやすいような形で検討していくということで回答がございました。

最後に「その他」ということで、北清掃工場は工事期間が6年から7年ぐらにかかるため、その間の可燃ごみは他の清掃工場に搬出せざるを得ない。その場合、収集車の交通ルートで、交通渋滞、違法駐車等が発生するのではないかと。そのための安全対策を講じる必要があるのではないかとという質問に対して、事業者からは、清掃工場は、常に老朽化した工場を2、3ずつ建替えており、その期間のごみは近所の工場で処理している。また、オーバーホールでも、年間で長くて2か月間停止する。その場合も、近隣の工場にごみを振り分けている。収集運搬については23区が行っているの、23区と連携しながら、交通事故や交通渋滞が発生しないように配慮して、今後も同様に対応していくという回答でございました。

前回の質疑において、先ほどからお話しさせていただいていますが、回答が保留になった事項については幾つかございます。今回改めて事業者から回答を頂いているので、事業者から頂いた回答事項についてそれぞれ御説明をお願いします。

○坂本部長 提案なのですが、小林先生が10時40分で御退席されるということなので、先に御意見を伺ったほうがいいと思うのですけれども。

○下間アセスメント担当課長 ではよろしくをお願いします。

○坂本部長 順番が前後しますが、小林先生、何か御意見はございますか。

○小林委員 先ほど事務局から「電波障害」関係について説明がありましたが、6ページの2番のところに書いてあるとおりでして、私からは、評価書案に書いてあるとおり進めていただければ結構ですと。それだけです。

○坂本部長 どうもありがとうございます。

それでは、回答保留等になっていた事項について事業者から詳しい説明をお願いします。

○事業者 それでは、事業者、清掃一部事務組合から説明させていただきます。

まず、4ページの「騒音・振動」の2のところです。回答としては、仮囲いには開口部があるため、建設機械ごとに、その位置により仮囲いによる遮蔽効果の有無が異なります。こうした各建設機械の発生音の重ね合わせによって、コンター図が複雑な分布となっております。なお、建設機械の発生音については、指向性は考慮してはございません。

続きまして、「土壌汚染」2番の5ページ目の回答になります。こちらの回答については、封込め槽が存在する帯水層は西から東方向に流れているということもございまして、調査地点が設けてありますところが水下側であり、こちらとしては適切であると考えております。引き続き、工事中についても、地下水質のモニタリングを行っていくと考えております。

続いて、同じページの「地盤・水循環」の1のところです。回答としては、SMWの深さを50mと設定しているが、難透水層までSMWを入れまして遮水するという想定をしているわけではなくて、掘削をして、それに伴う土圧から、その深さを算出したものであるという回答でございます。

引き続き、次の6ページ目のところですが、これと同じく「地盤・水循環」の1番の引き続きです。【回答】のところですが、必要に応じまして、ディープウェル及びリチャージウェル等を設置し、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止したいと考えております。

続いて、7ページ目、「自然との触れ合い活動の場」の1番です。この回答は、次の「自然との触れ合い活動の場」の2番のところも含めての回答とさせていただいております。工事の施行中については、敷地が狭隘であるため、安全確保の観点から開放することは困難と考えております。

計画施設の具体的な緩衝緑地の仕様については、今後建替工事の施工者が決定した後、引き続き地域住民の憩いの場として利用していただけるよう、関係各機関等と協議をして決定してまいりたいと思っております。

引き続き9ページ目の「温室効果ガス」の1番目のところですが。回答としては、計画施設における温室効果ガス排出量のうち、ごみ焼却に伴う排出量が9割を占めます。電力等の

エネルギー使用に伴う排出量は1割程度と計算しております。

当組合では、ごみを安全かつ衛生的に処理することを第一の目的としています。同時に、ごみ発電及び外部への熱供給による熱エネルギーを有効利用しております。計画施設におきましては、ごみ発電の発電効率が上がるとともに、高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入して、温室効果ガスの削減に努めてまいりたいと思っております。

続いて、10 ページ目の「温室効果ガス」の2の部分です。こちらの回答としては、清掃工場におきましては、一旦稼働しますと、外部からの電力を供給する必要はなく、ごみ発電で所内で使用する電力を全て賄っております。さらに、余剰電力については電気事業者に売却し、CO<sub>2</sub>排出係数の低い電力として、温室効果ガス排出量の削減に寄与しているとなっております。

引き続き、同じページの「温室効果ガス」の4、回答ですが、一部車種については性能を満たさない車両がございますが、基本的には低炭素性能を満たす車両を使用するよう努めてまいります。

前回の持ち帰りの回答については、以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、前回の質疑応答について御意見や修正等がございましたらお願いします。なお、事業内容や評価書案に関する質問については、この後の事業者との質疑応答の時間を設けておりますので、とりあえず資料1の範囲で御意見、修正等がございましたらお願いします。

○寺島委員 7ページの「史跡・文化財」のところで、説明が「北区とも確認中である」と書いてありますが、別に、今日お答えいただかなくても結構なのですが、評価書では、北区と協議して、古道の存否あるいは調査をするのかしないのかということまで記載していただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○坂本部長 よろしくをお願いしますということなのですが。

○事業者 北区とも確認中でございますので、その内容につきまして具体的に書けるところは書いていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○寺島委員 よろしくをお願いします。

○坂本部長 池本委員、どうぞ。

○池本委員 「廃棄物」のところで全覆いテントの記載があったと思うのですが、ここで、「環境影響評価の内容を踏まえて業者を選定していき」という回答を頂いているのですが、過去の目黒とか、ここの予測の書き方が違うように感じていて、仮設全覆いテントの記載が

よく分からなかったもので、もしよかったら、その部分を補足で説明頂けるとありがたいのですが。

○事業者 今回は、目黒の場合とはちょっと違いまして、テントの設置については具体的には、仮設テントについては工場棟には設置しないという予定をしておりますので、このような書き方になっております。

○池本委員 ありがとうございます。

それは計画のところ、もう一回見ないと分からないのですが、そうだったのでしたっけ。全覆いテントを使うのかなというふうな認識でいたのですが、そこは使わないということを確認させていただいてよろしいですか。

○事業者 一部、飛灰搬出設備棟のところだけテントをかける予定をしております。

○池本委員 ひとまず、現状としては承知しました。ありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。また確認させていただいて、さらにあればこの後の議論でお願いいたします。

続いて保高委員、お願いします。

○保高委員 ページ5の「土壌汚染」の2のところ、御検討頂いてありがとうございます。実際に配置を見てみますと、西から東に流れているという、地形を見たらそういうことなのかなという気はしているのですが、今回の地下水のポイントが、前回の資料でいくと、8.4の資料のところの「土壌汚染」の部分で、ページでいくと273ページの四角印の①というところに地下水の流動方向の確認の井戸を設けるということだったのですが、この位置に関して、20m×30mの層に対して、この1ポイントだけで評価するというのは一般的な土壌、地下水汚染の評価ではなかなか難しく、一般にこういうものを環境行政に出すと、少なくとも30m置きに2本ぐらい造ってほしいみたいな意見が出るかと思えます。まさにそのポイントですね、この、1、2、4、5というところぐらいに例の層があるということで、この四角印の①だけで地下水を確認するということが、個人的には2本ぐらい下流側に必要なのではないかなという気はしている。ただ、このあたりについては環境部局と要相談の上、土壌・地下水係の方と相談の上で、適切なポイントを設置頂くような方向で検討頂くのがよいかなと思っております。

○事業者 こちらのポイントについては、関係部署とよくよく協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○保高委員 ありがとうございます。

検討の余地があるような表記にして、今後適切なポイントも協議していきますというぐら  
いの表現をどこかに入れていただくと助かります。

○坂本部長 ありがとうございます。

検討頂くことにしたいと思います。宮越委員、お願いします。

○宮越委員 「地盤・水循環」について前回質問させていただいたところについて御回答頂  
いてありがとうございました。

5 ページと 6 ページにまたがっているところなのですが、前半部分はこれで理解できまし  
た。ありがとうございます。後半部分についてなのですが、この回答には間違いがあるよう  
に思います。まず、ディープウェルは、この工区内の地下水対策のために行うことであって、  
周辺の地下水の水位や流況にむしろ影響を与えるものだと思いますので、これをもし書くの  
であれば、ディープウェルなど行うが必要に応じて — もちろん SMW の設置とか地下水のモ  
ニタリングをやっていただくということで、それでよいと思うのですが、それに加えて必要  
に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する  
という書き方ではないかと思います。御検討ください。

○事業者 御指摘ありがとうございます。検討させていただきます。

○坂本部長 御検討をよろしく願いいたします。

そのほかに、よろしいでしょうか。特に手は挙がっていないようです。

それでは先に進みたいと思います。事業者の方から前回の質疑応答の補足などございまし  
たらお願いします。

○事業者 特にはございません。よろしく申し上げます。

○坂本部長 それでは次に、御欠席されている委員の方から事務局でコメントなどを預か  
っていますでしょうか。

○下間アセスメント担当課長 今回欠席の委員からは預かってはおりません。

○坂本部長 ありがとうございます。

事業者の方との質疑応答を行うことといたします。前回の件に限らず、評価書案に関して  
事業者との質疑応答に移りたいと思います。渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 前回の質問に対して事業者さんからお答えをいただきまして、ありがとうござ  
いました。それと関連するところなのですが、頂いた回答の 10 ページと関連するところで、  
前回、事業年数はどのぐらい見込んでおられるのかという質問をしたのですが、それについ  
てもう一度御回答を頂きたい。

もう1点は、9ページの「温室効果ガス」の1の項目の下段、「持ち帰って検討する」というところの回答で、ごみ焼却に伴う排出量が9割を占めるというところは理解するのですが、そうだとすれば、不可能をあまりお願いするのとは思いますが、ごみ焼却に伴う排出を削減する方策がないと、とてもゼロエミですとか、あるいは昨年、2030年の国の目標も深掘りされて46%削減になりましたけれども、それにのっとったような削減という形にはならないと思いますので、このあたりは何か技術面での工夫があるのかどうかというところを再度伺いたいと思います。これは一事業者さんだけの問題ではもしかしたらないかもしれないけれど、ごみ焼却というのは必ず必要になるものですので、この部分に関しては、例えば搬出を認めるというか、搬出の割り当てを多めにとっておくことを御検討されるのかというところは、都や国にも、特に都には伺いたいところで、そうでないと、ゼロエミッションという目標、あるいは2030年の目標を達成することは難しくなると思いますので、技術面に関してはもう一度事業者さんに伺いたい。

あとは、全体の排出量の中でごみ焼却についてどのようにお考えなのかというところは、もし可能であれば都のほうでも御検討頂きたいと思います。

○坂本部長 ありがとうございます。

事業者さんと都の事務局のほうに御質問ということで、まず事業者さんに回答を求めたいと思います。

○事業者 まず、1点目の稼働年数のことですが、清掃工場は平均して25年から30年ぐらいの稼働をしております。

続いて、2点目ですが、9ページ目の回答にございますとおり、ごみ焼却に伴う排出量は9割を占め、エネルギーに使うのは排出量の1割程度であるというところですが、9割の部分は削減というところではございますが、当然、技術面での高効率モーターなど、そういった技術革新に伴って施設の中でエネルギーの使用を減らしていくとともに、排出元の区民の方、23区と連携しながら、ごみ自体を削減していくというようなことも必要になってくるかと思ひまして、その辺は23区と連携してごみの減量に努めていきたいと考えております。

○坂本部長 渡邊委員、いかがでしょうか。

○渡邊委員 25年から30年の稼働期間ということになりますと、もう2050年まで稼働することになると思いますので、そうすると、現状から12%程度の削減というのでは、全くゼロエミに届かないということになるかと思ひます。また、今お答えのあった、施設内での省エネルギーの促進ですとか、あるいはごみ量の削減ということだけでは、それこそ、ご

み量がゼロにならない限りは、というかゼロに近くならない限りは削減がそれほど大幅には望めないということになるのかと思いますが、その理解でよいかということと、あと、ごみの焼却に伴う排出をダイレクト・エア・キャプチャーというわけにはいかないと思いますが、何かの形で吸収するというか、そういう技術がない限りは、ごみ焼却に伴う排出というものは削減できないという、今の現在の技術ではできないということになるのでしょうか。このあたりは技術的な限界というものがあるのであれば、まさにもう政策の問題になってしまうと思いますので、廃棄物のところ、ごみ焼却のところどの程度の排出を認めるのかということにもなると思いますので、ぜひ都にもお考えを伺いたいところなのですが、もう一度、事業者さんと都にお願いしたいところです。

○坂本部長 まず、都から御回答をお願いできますか。

○下間アセスメント担当課長 ゼロエミッション関係については、我々のほうも重大な関心事ということで取組を今後検討というか、考えは持っております。ただ、時期的にまだ、東京都のゼロエミッションに対してこれから我々は、特に環境影響評価制度にどのように反映していくのかというのはまだ模索している最中ですので、これについては今後検討していくということで我々も考えを持っております。

○宮田アセスメント担当課長 清掃工場のごみ焼却に伴う CO<sub>2</sub> の排出量なのですが、清掃工場で焼却されるごみの中にプラスチック分が含まれているので、それを焼却してしまうと、それが CO<sub>2</sub> になって排出してしまうと理解しています。ごみの中のプラスチックごみの分別収集が非常に重要になってくると考えております。東京都としましても、東京二十三区清掃一部事務組合や区市と連携しまして、プラスチックの分別収集の取組の推進をしているところでもあります。そちらの取組がどんどん進んでいけば、ごみの中に含まれるプラスチック分がなくなりますので、焼却されるのはバイオマス分ということになります。そうなれば、バイオマス分の焼却については CO<sub>2</sub> は出ないということになります。将来的にはごみの中のプラスチック分をいかに、抑制していくかということがポイントになろうと考えていまして、それなりの取組というものも現状進めているところでございます。

○坂本部長 渡邊委員、いかがですか。

○渡邊委員 御説明は理解いたしました。理解した上で、ゼロエミ戦略ですとか国の目標の達成という側面からみると、このまま環境影響評価で問題なしとしてしまっているのかなというところは疑問が残るところなのですが、ただ、一事業者さんだけで対応できることではないと思うので、都のほうで、このままで問題ないということであれば特に追加で何かさら

なる技術的な深掘り等をお願いするところではないのかなとも思います。ありがとうございます。

○宮田アセスメント担当課長 清掃工場の CO<sub>2</sub> の排出量という点でいうと、ごみについてはひとつの清掃工場の問題ではなくて、やはり社会システムに関係しているところだと思いますので、そこは今回の中で深掘りするというよりは、環境行政、廃棄物行政の中で考えていく必要があると認識しております。ただ、清掃工場についていうと、事業者のほうからもお話がありましたように、所内の電力使用量をどれぐらい抑えるかという省エネルギーの取組であるとか、あと、廃棄物の焼却に伴って出てきますエネルギーを発電しているというところで、その発電分というのはバイオマスエネルギーとして世の中に貢献できるという部分がありますので、それをいかに大きく発電していただけるかというところは、それぞれの清掃工場の取組になろうと思いますので、そちらについては事業者のほうに期待しているところでございます。

○坂本部長 柳会長から手が挙がっていますのでお願いします。

○柳会長 ただいまの発言に関連してですけれども、現在は、2030 年まで 46%削減を目指す。さらには 50%の高みを目指すというふうに昨日の菅首相の気候サミットでの発言もあります。でも、具体的に考えると、東京都の 23 区の事務組合全体で今後こういったごみ焼却場を更新していく手続の中で、佐賀市がやっているような、ごみの焼却施設での CCUS — CCU までなくてもいいかもしれませんけれども、少なくとも CCUS をやらざるを得ないのではないかなと思います。ですから、二酸化炭素を回収するということで、貯留しているということも佐賀市はやっていますが、それを再利用するというようなことは、もう現在、日本の国内で先進的にやられているところもあるということを考えて、東京都 23 区事務組合も CCS をちゃんと真面目に取り組むといいますか、清掃工場からの CO<sub>2</sub> はゼロにすると。東京都の場合は 23 区の事務組合がやっているごみの焼却施設が唯一の火力発電施設であるというところを強く認識していただいて取組を進めていただきたいというように、切に願っております。これは私のコメントです。

それからもう 1 つ、大気汚染の関連ですけれども、御承知のように平成 30 年に東京都は法改正に伴って、水銀についての指針値を新設したということで、新設の場合の 30  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  というのは当然クリアしておられるということで、この問題については特に指摘することはないのですが、ただ、法律ではこの水銀濃度の測定記録保存の実施ということが規定されておりますので、そのことについて環境上の対応として評価書にはちゃんと記述しておいていただ

きたいということでもあります。

私のほうからは以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

○事業者 先ほど御意見を頂きました水銀の件等、精査いたしまして、検討したいと思っております。

○坂本部長 そのほか、先ほど池本委員から手が挙がっていたように見えたのですが。

○池本委員 柳先生からお話しいただいたので手を降ろしてしまったのですが、私も関連して少しコメントできたらなと思って手を挙げました。

ごみ焼却の二酸化炭素の話というのは、ごみの減量も含めてなのですが、難しく、今は3Rということが言われていても、実際は、8割方が焼却されているという現状です。その中で、その8割の焼却というものをいきなりゼロにするとうこともできないという中で、どのようにやっていくかというのは非常に難しい問題かなと思っています。

それで、情報提供なのですが、今週、環境省さんから「地域脱炭素ロードマップ」というものを出されたということがありますので、そのような取組を精力的に進めていって、よりよい活動を広めていくというような考え方のようですので、その中で取組可能なような案件とか、特に東京二十三区清掃一部事務組合は、常に運営と解体と建設と、20施設以上やっていますので、その中で反映できていくようなことがあればいいのかなと感じました。

ついでに、私として感じたのは、先ほどのテントの話なのですが、目黒のときとの考え方の違いを教えていただきたいのと、ダイオキシンの除染の際は恐らくある程度、そういったところも追わなければならないのかなと思うのですが、そのあたりの考え方について教えていただけますでしょうか。

○坂本部長 情報提供と御質問、ありがとうございます。それでは事業者さんからお願いします。

○事業者 今回、一部仮設テントのほうを設置しないというところで今考えておりますが、ただ、建屋を解体する前に、その中で機器などを解体していった粉じん等防いでいくというような考えをしております。

○坂本部長 池本委員、いかがでしょうか。

○池本委員 そうすると、ダイオキシンの除染などのことは今具体的には考えられておられるのでしょうか。

○事業者 ダイオキシンの除染のことについても、従来どおりの方法で行っていくと考えて

おります。

○池本委員 そのあたりが、例えば周辺地域への影響としては一般粉じんの飛散の話もあるのですが、そのような、汚染物質の飛散に対する対策をしっかりと取っているということが分かるほうがいいと思いますので、そのあたり、今急いで見たのですが、明確にあまり書かれていないようにも感じましたので、書けるところにもしあれば追記していただければいいのかなと思います。

○事業者 持ち帰って精査して検討してまいります。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは宮越委員、お願いします。

○宮越委員 「地盤・水循環」について、御回答頂いた点と関連するところなのですが、5ページ、6ページにまたがっている部分なのですが、今回、地下水の揚水を必要に応じて行うということが、多分回答でそういうふうを読んでいいことだと思うのですが、その場合、想定される揚水深度というのは、今回地下水のモニタリングを4か所で行っていただくということでお示しいただいていますが、その頻度とは合致しているのでしょうか。

○事業者 そのあたりの詳細につきましては、建替工事の施工者がまだ決定していないという現時点で、具体的な揚水深度とか、どこまで地下水位を下げるとかいった数値をお示しすることは難しいところなのかなというところでございます。今後、周辺の地下水位や地盤に影響を与えないよう適切に施工してまいります考えではございます。

○宮越委員 ありがとうございます。状況は理解しました。

この評価書では環境保全のための措置として、工事の内容に関する記載のほか、観測井を設置して地下水位のモニタリングを行うことや、あと定期的に周辺の測量を行うことなどが記載されていて、これらは妥当な対応だと思います。ただ、地下水位が高いと書かれていて、なおかつ掘削深度の透水性がいいというふうに書かれているにもかかわらず、工区内の地下水位対策についてほとんど言及がないところが、今質問したような、前回質問したような、疑問が生じている要因だと思います。

可能であれば、今回御回答頂いたようなディープウェルなどの工区内の地下水位対策について、より具体的に揚水の内容を記載した上で環境保全の措置をお示しいただくべきだと思います。住宅地に近接していて、軟弱地盤の掘削も伴いますから、慎重な検討をお願いしたいと思います。

また、今回は建替えですよね。だから、前回の工事の際の経験なども効果的に活用してい

ただくのがよいのではないかと思います。御検討ください。

○事業者 御意見、十分にこちらのほうで検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

○坂本部長 御検討をよろしくお願ひいたします。

渡邊委員、お願ひします。

○渡邊委員 先ほどの「温室効果ガス」のところに関してなのですが、柳先生、池本先生の御意見も踏まえて、先ほど私、技術的な限界というものもあるので、これ以上記載をしていただかなくても、都の政策として問題がなければこのままでもよいのではないかというふうに申し上げたのですが、CCUSの技術的可能性はともかく社会的認容を考えると設置を求めることに躊躇を覚えるのですが、例えばごみ焼却に伴う排出についても、「技術の発展に伴って排出量を削減するような技術を導入する」といったような文言を入れていただくことを御検討頂いてもよいのかなとも思ひまして、というのは、稼働期間がどうしても長くなりますので、また他の事業者さんにも波及するところまで、この事業者さんだけの問題ではないと思ひますが、これは都のほうでも御検討頂いて、ゼロエミですとか2030年に46%削減という目標を達成していく上で、廃棄物の処理、ごみ処理というものをどのように位置づけるのかということもお考へいただいた上で、ここの文言について御検討頂けるとよいのかなと思ひました。

○事業者 文言等、こちらのほうで必要なものに応じて調整しまして検討させていただければと存じます。

○坂本部長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

柳先生から手が挙がっておりますのでお願ひします。

○柳会長 先ほど池本委員が御紹介された「地域脱炭素ロードマップ」、これは環境省が4月20日に公表したものですけれども、その中で重点対策として地域の生活と循環経済を支えるインフラとして、廃棄物処理システムのトータルでの脱炭素化ということをやっているんですね。その中に、CCS、CCUS付の廃棄物処理施設の実証というものが上がっておりますので、アップライズされて、そこで実証のお金をもらって実証されると。23区事務組合としては初の試みとなるかもしれませんが、どこの施設がいいのかというのは今後検討の余地はあるかもしれませんが、今更新をずっと、東京都全体でいろいろとやっておられるわけですから、ぜひ挑戦していただくとよろしいのではないかと思ひ、情報提供という意味でコメントいたしました。

○坂本部長 ありがとうございます。

宮越委員ですね。

○宮越委員 宮越です。たびたび申し訳ありません。先ほど事業者さんの御回答の部分と関連することなのですが、「土壌汚染」の2番目についてなのですが、先ほども保高委員からも御指摘があって、その際の助言等もあったと思うのですが、地下水、水循環の観点からも、この封込め槽の周辺が①番だけでモニタリングできるというのはかなり疑問があると思いました。というのは、封込め槽が帯水層においては西から東に地下水が流れているということなのですが、例えばこの地質の調査を見てみると、③では浅いところの砂層が欠損していて、浅いところの地質の連続性が悪い。これは埋土がありますから人為的な要因があると思うのですが、だから、浅いところの地質というのは人為的に大きく改変されていると思います。また、埋立地においては、透水性というものが不均一であることが想定されますから、①と③の結果だけをもって、西から東に水が流れているというのはちょっと難しいのではないかと思います。そもそも、観測井の①と③は封込め槽の東側に位置していて、封込め槽を挟んでいるものではないですよ。ですから、もしこの①だけで十分だとするのであれば、封込め槽の周りも西から東に流れていることが妥当と言えるような、また、工事期間中もそれが変わらないとするような理由を提示していただく必要があると思いました。いかがでしょうか。

○坂本部長 今、協議していただいていますので少々お待ちください。

○事業者 このモニタリングに関しましては、今後工事を進めていく中で関係機関とよくよく協議しながら進めていきたいと思えます。

○宮越委員 分かりました。

○坂本部長 廃棄物と地下水の関係で大分議論が出ていますが、そのほかの観点からも御意見等はございませんでしょうか。

○池本委員 続きなのですが、よろしいですか。

○坂本部長 どうぞ。

○池本委員 私も渡邊先生の御意見に賛成するという趣旨で今手を挙げさせていただきました。それから柳先生に補足でコメント頂きましてありがとうございました。

それで、渡邊先生の御意見に賛成するという意味では、まず、東京二十三区清掃一部事務組合は、ごみ処理は規模が大きくなっていくとどんどんリサイクルなどの扱いが難しくなってきた— 規模というのは人数ですね。23区の生活を支えるということでそれが非常に難し

くなってきた、ある程度の焼却の規模というものを続けなければいけないのかなというふうには感じます。ただ一方で、先ほどのように、新しい技術とか情報をどんどん収集していつ、イニシャルでできるものは最初にもう決定してしまうのですが、後付けで何かできることとか、それから今後の施設でできることとか、環境負荷がそれによって高まることのないようなものであれば取り入れていくような姿勢があるといいのかなと感じましたので、そういった趣旨で賛成というコメントをさせていただきたいと思います。

○坂本部部长 補足のコメント、ありがとうございます。

そのほかの観点でございませんでしょうか。事務局からは「悪臭」と「日影」について特に意見が出ていないようなのだけれども、いかがですかというのが出ているのですが。特によろしいですか。「悪臭」は日下先生ですが。

○日下委員 特に意見はございません。

○坂本部部长 ありがとうございます。

宗方先生、「日影」について何かありますか。

○宗方委員 特にはないです。

○坂本部部长 了解いたしました。

私は「騒音・振動」の観点で。今日、4ページで御回答頂いて、詳しくやっていたということが分かったのでありがとうございますという点が1点。

あと、かなり近いところに住宅が張り付いているので、4ページの一番上の回答のところの、「基本的な方針としては、現場に職員が監督員として常駐して、常に工事の状況を見守りながら騒音・振動についても対応していく」という、そういうきめ細かい対応が重要だと思います。それと、何よりも人がいて、その周辺住民とうまくコミュニケーションをとっていくことが大事だと思うので、その辺はよろしくお願いします。

そのほか、御意見はございますでしょうか。本日は大分たくさん議論が出たのですけれども、記録はとられるわけですね。

○下間アセスメント担当課長 議事録で。

○坂本部部长 議事録で細かく記録をとっていただければと思います。

よろしいでしょうか。— それでは、ほかに御意見がないようですので、本日の審議は終わります。事業者の皆様、ありがとうございます。事業者の方は席にお戻りください。

○坂本部部长 本日予定しました審議は全て終了しました。

ほかに何かございますでしょうか。— 特にないようですので、これで本日の第二部会を

終了します。皆様、どうもありがとうございました。傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人、事業者退場)

(午前 11 時 16 分閉会)